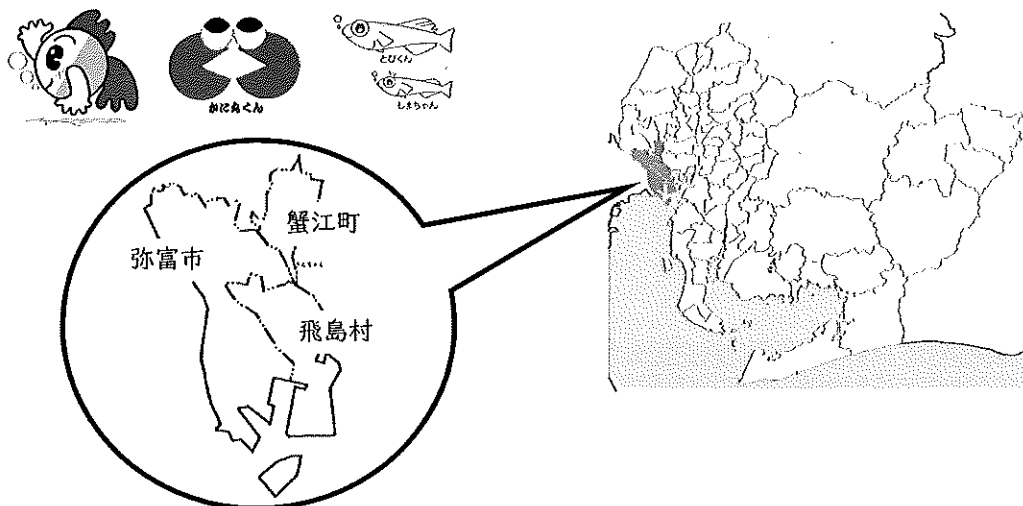


海部南部権利擁護センター



1



海部南部権利擁護センターは、行政（弥富市、蟹江町、飛島村）主導により設立されたNPO法人であり、令和3年1月に開所しました。

弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村は愛知県西部、三重県との県境に位置します。圏域の人口は約8万5千人。弥富市は大和郡山と並び金魚の一大生産地であり、日本にいる金魚の全品種である約26種類がすべてそろった産地となります。蟹江町には愛知県内で唯一、日本の名湯百選に選ばれた尾張温泉があります。隣接する名古屋市のベッドタウンであり、日本で市町村名に蟹のつくのはこの蟹江町だけです。飛島村は昔ながらの田園風景と名古屋港を中心とした貿易の拠点としての機能が共存している村です。財政健全度が全国の町村の中で1位であることも有名です。

圏域3市町村の基本情報

	人口	認知症 Ⅱb以上	療育手帳	精神保健福 祉手帳	推定対象者	人口の1%	利用者数
弥富市	44,338	850	346	424	1,620	443	92
蟹江町	37,483	637	264	369	1,270	375	27
飛島村	4,819	95	30	33	158	48	4
合計	86,640	1,582	640	826	3,048	866	123

人口は、弥富市令和2年10月1日、蟹江町12月1日、飛島村4月1日、その他は、令和2年10月1日現在。

成年後見制度利用者数は、名古屋家庭裁判所資料（平成29年7月12日）



	成年後見制度利用者数の内訳 [人]			
	後見	保佐	補助	合計
弥富市	81	10	1	92
蟹江町	20	4	3	27
飛島村	1	3	0	4
合計	102	17	4	123

海部南部権利擁護センターの対象者は？

- ・弥富市、蟹江町、飛島村にお住まいで、
 - ①身体に障がいを持つ方
 - ②認知症、知的障がい、精神障がいなど、精神上の障がいにより、判断能力が不十分な方
- ・上記の方の親族および関係者

権利擁護センターの役割は？

- ①権利が守られた暮らし
さまざまな虐待や経済的な被害を受けたり、差別や不当な扱いをされることなく、権利を行使できる生活。
- ②安心できる暮らし
生活を送るのに必要な衣食住や福祉・医療などが十分保障され、心にゆとりがある生活。
- ③自分らしい暮らし
今までの自分の人生で大切にしていたものを持ち続け、こうありたいと望む生活。

このような生活が送れるよう支援を行います。

権利擁護センターの事業内容

高齢者・障がい者の権利擁護や成年後見制度に関する相談をお受けします。

相談窓口

相談員による 相談	電話や権利擁護センター窓口で、相談をお受けします。 必要に応じて、ご自宅や施設、病院などにも訪問します。 ●月～金（祝日・年末年始は除く） ●9:00～17:00		
巡回相談 （要予約）	●13:30～16:30 ●1日3組（1組50分）	弥富市役所1階相談室 蟹江町役場1階相談室 飛島村すこやかセンター	第3水曜日 第1木曜日 第2火曜日
弁護士相談 （要予約）	成年後見制度に詳しい弁護士が、ご相談に応じます。 ●第3木曜日 13:00～16:00 ●1日3組（1組50分） ●場所:海部南部権利擁護センター		

5

権利擁護センターの事業内容

成年後見制度利用支援	広報・啓発	成年後見制度や権利擁護の理解を深めていただくために、講座および研修会・講演会等を開催します。地域での集会や様々な機関等からの依頼をお受けし、職員による出前講座も行います。 ※権利擁護勉強会…毎月第3木曜日 16:00～17:00
	申立て支援	①家庭裁判所に申立てを行う際の必要書類の説明や、申立書類の作成方法や内容確認などの支援を行います。 ②申立て書類の作成を法律専門職に依頼する場合、あっせんを行います。 ③後见人候補者の調整を行います。
	ネットワーク の活用	権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげます。また現在後見業務を行っている方をチームで支援するために、地域にある機関や専門職と連携する地域連携ネットワークの活用を図ります。
	法人後見	後见人の候補者が見つからなかったり、個人での受任が難しいと思われる場合、基準に該当する方については、当センターが後见人などを受任します。

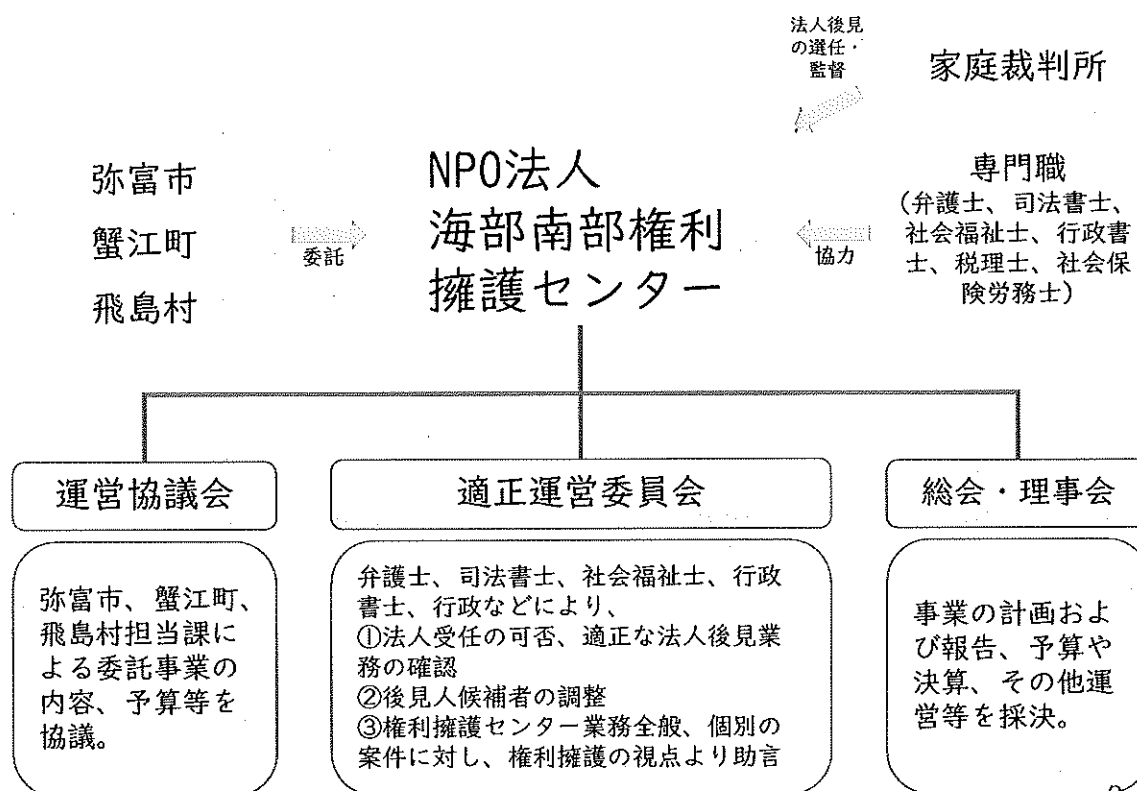
6

権利擁護センターの事業内容

障がい者基幹相談支援	障がい者相談支援事業との連携	・海部南部自立支援協議会はじめ、弥富市・蟹江町・飛島村の障がいにかかわる各会議に参加します。 ・必要に応じて個別ケースの相談会議に参加します。
	権利擁護・虐待防止の普及・啓発	・弥富市、蟹江町、飛島村の障がい虐待防止センターと連携します。 ・障がいのある方の権利を守るために成年後見制度の利用を支援します。 ・虐待防止や差別解消に関する研修会や勉強会を開催します。

7

権利擁護センターの運営組織体制



8